

議案第 6 3 号

飛騨市集落有集会施設整備支援基金条例について

飛騨市集落有集会施設整備支援基金条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

集落有集会施設整備に係る資金支援を行うための制定

飛驒市集落有集会施設整備支援基金条例

(設置及び目的)

第1条 行政区その他地域自治組織（以下「行政区等」という。）が行う集落有集会施設整備等の事業を支援し、もって地域コミュニティの持続及び住民福祉の増進を図ることを目的として、行政区等に対する集会施設整備等にかかる資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、飛驒市集落有集会施設整備支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、250万円とする。

- 2 基金の総額に必要があるときは、予算の定めるところにより基金の増額又は減額をすることができる。
- 3 前項の規定により、増額又は減額が行われたときは、基金の額は増額又は減額の後の額とする。

(貸付対象)

第3条 基金は、行政区等が飛驒市集落有集会施設整備事業補助金交付要綱（平成16年飛驒市告示第13号）に定める補助金対象事業等（以下「対象事業」という。）を実施する場合であつて、その対象事業費が50万円以上の場合に限り貸し付けることができる。

(貸付額及び貸付条件)

第4条 貸付金の額は、前条に定める対象事業に要する費用とする。ただし、対象事業において他制度の補助金等の交付を受けている場合は、その額を貸付金の額から除くものとする。

- 2 前項の貸付金の額は、千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 貸付けの上限額は、基金の範囲とする。
- 4 貸付金には利子を付さない。
- 5 貸付金は、対象事業以外の用途に使用してはならない。
- 6 貸付を受ける行政区等は、開催する総会等において、基金貸付を受けること及び償還に資する財源を住民から調達すること等に関して住民の理解を得ていな

なければならない。

(貸付けの取消し等)

第5条 市長は、貸付けを受けた行政区等（以下「借入者」という。）が貸付けの目的を達成することが困難となったと認められるとき又は偽りその他不正の手段により貸付けを受けたと認められるときは、貸付けを取消することができる。

2 前項に定める措置を受けた借入者は、貸付金全額を速やかに返還しなければならない。

(償還)

第6条 貸付金の償還期間は、貸付けを受けた年度の翌年度から10年以内とする。

ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、1回に限り償還時期を1年猶予することができる。

2 市長は、借入者が災害その他やむを得ない事情により償還することができなくなったと認められるときは、議会の議決を経たうえでその貸付に係る償還債務（納付期限が到来していないものに限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して処理するものとする。

(繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市集落有集会施設整備支援基金条例について
担 当 部	教育委員会事務局
提 案 理 由	集落有集会施設整備に係る資金支援を行うための制定
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の制定
条 例 の 概 要	【制定の趣旨】 地域コミュニティの持続及び住民福祉の増進を図るため集落有集会施設整備への補助を行っているが、一部の自治会において補助金以外の財源に金融機関からの借入を想定していたものの、金利の想定以上の上昇や、代表者が個人で保証人になる必要があるなどの諸課題があることから、新たに市による資金貸付制度を創設するため基金を設置するもの。 【条例の概要】 ①基金の額 (第2条関係) 250万円とする。ただし、必要があるときは、予算の定めるところにより増減することができる。 ②貸付対象 (第3条関係) 飛騨市集落有集会施設整備事業補助金交付要綱(平成16年飛騨市告示第13号)に定める補助対象事業で50万円以上の事業費の事業とする。 ③貸付額 (第4条関係) 対象事業に要する費用で、他制度の補助金等を受けている場合はその額を除いた額とする。なお、貸付額に利子は付さない。また、貸付の上限額は、基金の範囲とする。 ④貸付条件 (第4条関係) 対象事業以外の用途に使用してはならない。また、総会等において、貸付を受けること及び償還財源を住民から調達すること等に関して住民の理解を得ていなければならない。 ⑤償還、猶予及び免除 (第6条関係) 償還期間は、貸付を受けた年度の翌年度から10年以内とする。ただし、やむを得ない事情と認められるときは、1回に限り償還時期を1年猶予することが出来る。また、災害その他やむを得ない事情により償還できなくなったと認められるときは、議会の議決を経たうえで債務の全部または一部を免除することができる。

市 民 へ の 影 響 等	借入金での集落有施設整備に際し、利子の支払い、代表者個人での保証人立てが不要となり、行政区等の負担が軽減する。
施 行 日	公布の日
備 考	飛騨市金融協会へは別途説明を行い、理解を得ている。